

## 唐代における商業発展の一側面

中 川 学

中国史における都市と商業の発展について考えるばかり、私たちがまずはじめにひもとき、いつまでもくりかえし熟読しなおさねばならないものは、故加藤繁氏の著『支那経済史考証』上下二巻におさめられた諸論文である、といつてよいであろう。そこに、緻密な考証を経てよみがえらされてある、尨大な史実の、どの一つからも反駁をこうむることなく、しかもそれらのすべてを以てしてもおおいつくしえぬままのこされた重要な史料を、みずからの研究の中核にすえ置いて、それをこそ重要と観ずるみずからの視角をつらぬき通すことにより、同一の主題に関するあらたな別個の歴史像を描き出すこ

とは、たしかに困難な作業にはちがいないものの、研究者の生きる世界も変化し、研究水準も高まりつつある今日、むしろ当然にして必然の仕事に属する、と考えなくてはなるまい。

その当然の作業を、私は、顧客の概念を中核とさだめて、つみ重ねつづけようと考えている。又しても顧客なのであるが、この顧客の概念を、唐・宋両代の荘園のなかに封じこめておいてはならない、という当初の判断が変動しない以上、その概念が、考え能うかぎりのすべての具象性をその内容としてつと適正な場に位置づけられるまでは、同じ主題を異なる面から掘りさげつづけられることはない。

そのような意味において、「客家」とか「流庸」とか

の表現を介して、客戶の実体をよみとらうところみつ  
つある作業の一環として、ここでは、唐代における「浮  
食」という史料用語のなかみをたずねてその社会経済史  
的背景にちかづく努力をしてみたいのである。そうする  
ことよって、唐代における都市と商業のすがたを、商  
業発展の一つの担い手の動向という一側面から、照らし  
だして、「莊園」概念そのものを再構成するいとぐちをつ  
かんでおきたい、と考える。

## 二

唐会要卷八五・逃戸・天宝八載正月勅に、「流庸之輩  
は漸く亦た帰復するも浮食は未だ還らず」とあり、流庸<sup>(1)</sup>  
と区別される別種の客戶の存在形態として「浮食」の語  
が用いられている。このように流庸から区別される浮食  
とは、どのようなものであるうか。この問いに答え  
てくれる史料の一つとして、旧唐書卷一四・憲宗本紀  
上・元和五年(810)六月の中書門下奏言によれば、

国家、天宝自り已後、中原に兵を宿し、見在の軍士の  
使う可き者は八十余万、其の余は、浮<sup>○</sup>して商販を為<sup>○</sup>  
し、度して僧道と為り、色役に雑入し、農桑に帰せざ

る者、又十に五六有り。則ち是れ天下は、常に三分の  
勞筋苦骨の人を以て、七分の坐衣待食の輩に奉ず。

とあって、「浮して商販を為す」ことが挙げられている。  
浮食の古典的用例をたずねれば、漢書卷二四下・食貨志  
下および史記卷三〇・平準書に、元狩四年(119BC)、大  
農塩鉄丞の孔僅・咸陽が塩の国家管理を提議した上言の  
なかで、「浮食の奇民、擅に山海之貨を管して以て富羨  
を致し細民を役利せんと欲す」といっている。「浮食の奇  
民」という用例があり、滝川氏の史記会注考証によれ  
ば、「奇民とは、奇邪の民なり」とされ、また、加藤繁氏  
が「浮食の奇民は、着実なる生活を為さざる不正なる  
民。主として商人をいふ」と訳註されるごとく、商人の  
ことをいう。ちなみに、漢書食貨志上・鼂錯の上言に、  
「商買の大なる者は積貯して息を倍し、小なる者は列に  
坐して販売し、其の奇贏を操り、日び都市に遊ぶ」とあ  
り、顔師古は「師古曰く、行売するを商と曰い、坐販す  
るを賣と曰う。」「師古曰く、奇贏とは、余財有り而して  
奇異之物を蓄聚するを謂う。一説に、奇とは残余の物を  
謂う也」と注しており、大商人は高利貸をいとなんで利  
息をとり、小商人は市内の商店街に坐して販売して利潤

をあげ、都市に遊ぶのである。いいかえれば「浮食」は「游食」とも表現されるのであり、やはり漢書食貨志上の買誼の上言に、「今、民を馭り、而して之れを農に帰して皆な著けるに本に於てし、天下をして各おの其の力を食し、末枝游食之民を転じて南海に縁らしめれば、則ち畜積足りて而して人其の所を樂しまん」といい、末枝の業たる商業によって生活する民を批判している。同じように、唐大詔令集卷一一一・田農・「置勸農使安撫戸口詔」(開元二年五月)は、

頃歲已來、稍や豊稔すると雖も、猶お地に遺利有らんことを恐る。人は多く業を廢し、游食之徒は未だ尽くは歸らず、生穀之疇は未だ均しくは墾せず。

といい、「游食之徒は未だ尽くは歸らず」と指摘している点、天宝八載正月勅にいわゆる「浮食は未だ還らず」と同義である。離農して雇庸労働についての「流庸」は条件さえととのえば帰農してくるのであるが、離農して商人化したものは、なかなか帰農しない、というのである。

そのような浮食の徒としての商人が莊園のなかの客坊に住んでいることもあった例として、よく知られている太平広記卷一六五・吝畜・王叟の話がある。その大意は

こうである。天宝年間のこと、相州鄴城に住む王叟なる者は、兒女にめぐまれず、妻と二人ぐらして、財富をたくわえ、その粟の蓄積は一万斛にもおよぶほどであった。その吝畜節儉ぶりのすさまじいこと、ふるくなつた食物をすこししか食べない、というほどであったが、その莊宅はきわめて広大で、客を二百余戸も擁していた。ある日、客坊を巡視していた王叟は、ふと一人の客が食事をとろうとしているのを目にした。そのお皿には豪勢なご馳走がたっぷり盛られている。不思議に思つて、その仕事をたずねたところ、客は、ただ雑粉香菓を売っているだけですよと答えた、という話であるが、客坊に住む莊客のなかには、このように商人的存在のものもいたのである。この王叟の莊宅は、相州鄴城の市の中にあつたと考えられ、その客坊に住む二百戸の客と王叟との関係は、これだけでは不詳であるが「粟を積むこと万斛に至るに近し」というからには、その蓄積をもととして倍息のいとなみをしていたのであり、その利息によって広大な莊宅を築いたのであろう。そして、そこに居停させる「客二百余戸」のなかに、雑粉香菓の販売商人がふくまれているとなると、そのような客から、宿泊費なり

家賃を徴収する、ということも考えられるのであって、広大な荘宅の維持経営したい商業的にいとなまれた可能性もある。もしそうであるとすれば、この王叟の「荘宅」は、すでに邸店と同様の実質をそなえつつあることにもなるであろう。勿論、このばあいには、王叟がその客にむかって「叟、其の業を問う、客云わく、唯だ雜粉香藥を売るのみ、と」という問答をしているくらいであるから、その客は王叟の荘宅客坊を足場にして外で商売をしているか、あるいは荘宅内の同客をも顧客にしているにとどまり、客坊が店にはなっていないであろう。しかし、この客は、この客坊に定着しつづけるとはかぎらない。むしろ、「估客は住著するなく、身を利する有れば則ち行く」という一般的傾向のように、浮動的なものと考えられよう。そして実は浮動的に移動するのでなくては存立しえない、という事情もあったと考えられるのである。

たとえば、太平広記巻三四六・孟氏に、瀟湘録を引用して、

揚州の万貞は、大商なり。多く外に在って、財宝を運易し、以て商を為す。

というように、運搬して交易することを特徴としており、また、同書卷一七二・崔碣に、唐闕史を引用して、估客王可久なる者有り、膏腴の室にして、歳に茗を江湖の間に於て鬻ぎ、常に豊かなる利を獲て帰る。とあり、河南の人である王可久も、江湖へ客商としておもむくことによつて「利を獲て帰る」ことが可能になっている。

さらに、材木商人の例であるが、同じく太平広記巻三五四・徐彦成に引く稽神録に、

軍吏徐彦成は、恒に木を市うことを業とす。丁亥の歳、信州の泔口場に往くに、木の市う可きもの無く、舟に泊すること之を久しくするうち、一晚、少年有り、……曰く、吾、木有りて山中に在り、明らかに当に出さしむべし、と。居ること一、二日、果して材木の大きいに至る有り。良にして価賤し。市易既に畢り、往きて少年に辞す。少年また大杉板四枚を出だして曰く、さきの木は、吾が売る所にして、今は此れを以て君に贈らん。呉に至つて当に菩提を獲べし、と。彦成廻つて、始めて秦淮に至る。呉帥の殂に会い、杉板を納めて棺を為る。材の尤も異なるを以て、錢数十万を

獲たり。彥成大いに珍玩なるものを市い、復た汭口に往き、以て少年に酬い、少年また与に交易す。是の如くにして三たび往き、頗る其の利を獲たり。一歳を間てて復た之れに詣る。

というような、徐彥成にみられる遠隔地域間の商業の成立しうる可能性があった、といえよう。

(1) 拙稿『唐代の『流庸』について』(『東洋史研究』二六ノ二、一九六七)。

(2) 元氏長慶集卷二三・估客樂。なお、翰清遠著六花謙哉・岡本午一訳『唐代經濟史』(一九四二)一〇九頁参照。

### 三

遠隔地域間の商業が成立するための一条件として、物資の局地的偏在と物価の地域的格差という問題について考えることも必要となるであろうが、そのばあい、ただちに想起され検討を要することは、唐代における常平倉の存在とその地域別分布である。

唐朝は政權樹立の直後、高祖の武徳元年(626)九月二十二日に、「宜しく常平監官を置きて以て天下之貨を均しくすべし」との詔勅を発している<sup>(1)</sup>。その後、

貞觀十三年十二月、詔して、維・相・幽・徐・齊・并・秦・蒲等の州に於て常平倉を置く。

とされ、太宗貞觀十三年(636)に、河南省の維・相、河北省の幽、江蘇省の徐、山東省の齊、山西省の并・蒲、甘肅省の秦、あわせて八州に常平倉が置かれ、高宗の永徽六年(655)八月二十九日には、「京の東西二市に常平倉を置き」、顯慶二年(657)十二月三日には、「京の常平倉に常平署官員を置く」<sup>(4)</sup>ことになり、黃河流域の八州および長安の東西両市に常平倉が開設され、とくに長安には常平署官員が置かれてその管理にあたった。その他の地域、とくに江南地方には、開元初年にいたるもなお常平倉が開設されておらず、その理由は、

開元二年九月戊申、勅す。歲稔りて農を傷めるを以て、諸州をして常平倉の法を修めしむ。江・嶺・淮・浙・劔南の地は、下湿にして貯積に堪えず、此の例に在らず。

というように、下湿という地理的条件を克服して貯積を可能にする技術が開発されていなかったからにすぎないのであって、貯蔵技術の改良がおこなわれさえすれば、低湿地といえども長江流域にも常平倉を開設する必要は

あつたにちがいない。なぜならば、その五年後には、

開元七年、関内・隴右・河東・河南・河北の五道、及び荆・揚・襄・夔・綿・益・彭・蜀・資・漢・劍・茂等の州に勅して、並びに常平倉を置かしむ。其の本は、上州は三千貫、中州は二千貫、下州は一千貫とす。糶する毎に本利と正倉帳とを具して同じく申せよ。

というごとく、淮南道(楊州)・山南道(荆・襄・夔)・劍南道(益・資・彭・蜀・綿・劍・漢・茂)各地にも常平倉が置かれたからである。むしろ、長江流域における常平倉の必要性が漸増しつつあつた、とも考えられるのであつて、安史の乱後になると、常平倉は長安・洛陽の兩都と長江流域に重点的に配置することが主張されるようになつてきた。すなわち、徳宗の建中元年、趙贊の上言に、

軍興りてより常平倉廢れて三十年に垂んとす。凶荒には潰散し、餓死し相食むもの勝(か)けて紀するべからず。

陛下位に即き、京城の兩市に常平官を置きたれば、頻年雨少しと雖も、米は騰貴せず。推して之れを広むべし。宜しく布帛をも兼ね儲うべし。請う、兩都・江陵・成都・揚・汴・蘇・洪に於て常平輕重の本錢を置

き、上は百万緡に至り、下は十万緡に至り、米粟布帛糸麻を積み、貴なれば則ち価を下げて之れを出し、賤なれば則ち估を加えて之れを收めん。

と述べられているように、藩鎮の勢力をおさえて直轄支配下につなぎとめている兩都と長江流域における物価の安定を、唐朝は常平倉によって確保しようとしたころみたのである。

しかし、常平倉の具体的な運用は、かならずしも現実の経済的要請にこたえるようなかたちでは実施されなかつたと考えられる。すなわち、すでに今堀誠二氏<sup>(7)</sup>によってあきらかにされているごとく、唐代の常平倉は、物価の時間的ないし季節的変動を、その貯穀のオペレーション<sup>(8)</sup>によって調整し、「常平」を実現しようとしたのであつて、物価の空間的ないし地域的格差を、全国各地の常平倉間の貯穀の融通によって調整することはおこなわれていなかったのである。

国家財政制度のうえで重要な府州に設置された常平倉が、その分布は全国にわたりながらも、各常平倉間の連絡を欠き、したがって物価の地域的格差を調整する機能を果たさず、ほとんど専ら物価の季節的変動を各常平倉

ごとにその管轄地域内のみにおいて調整するにとどまっていた、ということ、あくまでも制度としての問題なのである。制度の枠組みがこのような一面性をつよくもっていることと、現実に物価の地域的格差が存在したか否か、存在したとすればその地域的格差をよりどころとする遠隔地商業がどのように展開したか、ということはまた別の問題なのであって、いいかえるならば、さきに引いた太平広記の材木商人徐彦成や揚州の大商万貞あるいは河南の估客王可久の例にみるごとく、遠隔地域間の商業が成立するのは、物資の局地的偏在と物価の地域的格差が現実に存在しており、しかも、その偏在なり格差なりを国家直営の常平倉が制度として調整しえないのであるからこそ、私的な商人の「運易」による遠隔地商業がなりたってくることになるのではあるまいか。

国家制度としての常平倉に依存せずに、しかも国家の側が、このような物価の地域的格差に着目して行動した例はすくなくない。たとえば、劉晏は、

諸道各おの知院官を置き、毎旬月に州県の雨雪豊歉の状を具して使司に白さしめ、豊なれば則ち貴糶し、歉なれば則ち賤糶す。或は穀を以て雜貨に易えて官用に

供し、及び豊処に於て之れを売る。

というように、豊作のばあいには穀価が低下するから高く買入れ、凶作のばあいには穀価が騰貴するから貯穀を安く売出して、物価の平準を促すのみならず、豊作の地域へ運んで売り出し利益をはかることもおこなった。そのためには、全国各地の物価変動に通曉していなければならず、

晏は精力あり、機智多し、有無を交通して曲さに其の妙を尽くす。常に厚直を以て善く走る者を募り、置通相望み、四方の物価を覘報す。遠方と雖も数日ならずして皆な使司に達す。食貨輕重の権は悉く制して掌握に在り。国家は利を獲て天下には甚貴甚賤の憂なし。

というように、「天下には甚貴甚賤の憂」が元来あったのであるが、劉晏が全国各地の四方の物価情報をす早くつかんで対処したために、平準化がおこなわれ、国家が利益を獲ることもできたのである。商業交易の可能性を劉晏は国家財政のために利用したのであって、私的な遠隔地商人の活動の場もこのようなかたちで潜在していたのであろう。

唐末にいたれば、このような商人の活動はかえって国

家によって奨励されるようにさえなるのであって、たとえば、

太和八年八月戊申、詔して曰く、歳には歉穰あり。穀には貴賤あり。其の輕重を權りて、通流せしむべし。止だ災を救うのみに非ず、亦た為に物を利せん。同州の諸県より河中・晉・絳・京の西北に至るまで、豊熟の処にては宜しく近京の諸道をして、商の興販を許し、往来止遏するを得ず。

というように、豊作で穀物の安価な地域から不作で穀物の高価な地域への商人の往来を公認し、それによって「常平」を実現しようとしているのである。もしも、商人が往来しなくなると、つぎのような事態が生じてくる。

太和三年九月、詔す。河南・河北の諸道、頻年水旱あり。重ぬるに兵役を以てし、徐汴の管内水潦に遭う。聞くが如くんば、江淮の諸郡は所在に豊稔にして、甚賤に困しみ、農を傷めることを免れず。州県の長吏、苟も自から便ならんことを思い、条約して界を出でしめず、嚴榜の詔条を避くるなしと雖も、商旅通ぜず、米価懸かかって異なり、水旱の処をして種食の資無から

しむ。

というごとく、州県の利己的閉鎖性の弊害が表面化し、商旅の往来が停止するために地域的格差が激化することになる。これがいわゆる閉鎖の弊であって、唐会要巻九〇・閉糴の条を見れば、開元二年以来、かざねて閉糴禁止令が発せられていることを知り得るのである。<sup>(12)</sup>

- (1) 唐大詔令集巻一一・平糴、冊府元龜巻五〇二・常平。唐大詔令集はこの詔を武徳九年九月とするが、「冊府元龜によれば、「武徳五年十二月、常平監官を廢す」とあり、又、旧唐書・新唐書および資治通鑑等によれば、高祖が秦王世民に讓位したのは武徳九年八月のことであるから、同九年九月に高祖が常平監官を置くという大詔令集には従い難く、冊府元龜に従って武徳元年九月と考える。なお、旧唐書巻四九・食貨志二、唐会要巻八八・倉及常平倉は、常平監ではなく常平倉とする。今堀誠二氏が説かれるごとく、これは常平監が正しいと考えられる。同氏「支那中世の常平倉」(『歴史』一七ノ一〇・一二、一八ノ二、一九四二・四三)参照。
- (2) 唐会要巻八八・倉及常平倉、冊府元龜巻五〇二・平糴・常平。
- (3) 唐会要巻八八は「京東二市」とするが冊府元龜巻五〇二に從って「京東西二市」と考える。
- (4) 冊府元龜巻五〇二は「京西常平倉」とするが、唐会要

卷八八に従って「京常平倉」すなわち長安の東西両市の常平倉と考える。

(5) 資治通鑑卷二二一。

(6) 冊府元龜卷五〇二、唐会要卷八八。

(7) 旧唐書卷四九・食貨志二。この趙贊の献策は徳宗のみとめるところとなり実行にうつされた。しかし、「徳宗は其の策を納れるも、軍用迫蹙し、亦随って耗竭し、常平の積を備うる能わず」という。

(8) 今堀誠二「支那中世の常平倉」〔『歴史』一七ノ一〇・一二、一八ノ二、一九四二・四三〕。

(9) 資治通鑑卷二二六。この問題に関しては、日野開三郎「兩税法以前における唐の榷塩法」〔『社会経済史学』二六ノ二、一九六〇〕参照。

(10) 冊府元龜卷五〇二・平糶・常平。

(11) 同前。

(12) 今堀氏は前掲論文において、「尤この閉糶には、『州県長吏、苟思便条約、不令出界』『米商不行、潜有約勒』と記されて居る様に、商人間に条約があつて一定の繩張を互に相犯さない事になって居たと言ふ事情もあるものであるが、この条約自身が各地方経済の封鎖性によるものであつて見れば、各地域間の貨物の人為的な流通の如きは、殆実行不能の問題であるかの様に思はれる。各常平倉間の連絡に關し何の記述もなく、又融通の行はれた記録の全く存しない事は、この地方経済の封鎖性を一応尊重し、その郷土意識の基礎の上に常平倉を安定せしめる方針であつたと考

へ得られないであらうか。」と論じておられる。これは重要な指摘であり、さきにもた常平倉の分布について、各倉の各設置地点が、それぞれ一応独立した地域的経済圏の中核になっているのか否かを、実証的に調べてみる事が今後の研究課題として残されるであろう。にもかかわらず、太和八年には、このような封鎖性よりも、むしろ商旅の往来による融通の方こそ、国家が重視し、そのような商旅の活動にある程度依存する途を選んだ、という点に、遠隔地域間商業の発展の趨勢をよみとる必要がある、と私は考えている。なお、閉糶を藩鎮の自立化傾向との関連においてとらえる、日野開三郎「唐代の閉糶と禁錢」〔史淵一九、一九三八〕にも多くの貴重な示唆がふくまれている。五代十国の割拠状況を予想しながら、唐代中期以来の藩鎮の分立を、各藩鎮の支配地域の社会経済史的意味における地域的特殊性との関連において整理しなおし、それら諸地域間における商業の発展を、宋による統一過程のなかに位置づけてみる必要があるのではあるまいか。

#### 四

浮動し流動しつつ商販をいとなむ「浮食」的商人は、前述のように「估客は往著するなく、身を利する有れば則ち行く」のであって、物資の種類や物価水準に差異のある諸地域間の移動をその商業成立のための必須の条件

とするものである、と考えられる。そのようないわば商人が簇生してきた、ということ自体、経済発展の地域差が生じてきたことのあらわれなのでもあろうが、その具体像を描き出す準備のとのついでない現段階においては、さしあたって整理の可能な財政制度上の問題を、右のような浮食的行商人の簇生という現象に照らして解明しなおしておくことにとどめざるをえない。

このような行商人の増加現象を前提として、楊炎の兩税法が、つぎのような行商への課税規定を付带的に設定せざるをえなくなったのではあるまいか。すなわち、資治通鑑卷二二六・建中元年正月の条をはじめ、旧唐書卷一一八楊炎伝、新唐書卷一四五同伝、冊府元龜卷四八八賦税、および唐会要卷八三租税上によれば、

居処せず行商する者は、在所の州県、三十之一を税し、取る所を度りて、居者と均しくし、僥利無からしむ。

というように、土着せずに行商する商人のみを対象とする特別課税が、いわゆる夏秋の兩税とは別体系として、必要になってきたのである。このような特別課税が、建中二年五月には、「軍の興るを以て十一にして商に税す」<sup>(1)</sup>

とか「軍の興るを以て商税を増して什一と為す」<sup>(2)</sup>といわれるように増額され、ひいては五代および北宋の商税へ発展していく<sup>(3)</sup>ということが日野開三郎氏によってあきらかにされている。このような制度史的展開をたどることになる商税が、どのような社会経済史の実体を対象としてあらわれ拡充されていくのかを私はたずねてみたいのであり、そのために、まず強調しておきたいことは、このような商税が、はじめは唐の兩税法のなかの付帯規定としてあらわれながらも、あくまでも付帯的たるにとどまり、しだいに分離独立して、宋代にいたっては、兩税と相並ぶ別個の税目になってゆく、という制度史的事実のうちに、すでに唐の兩税法の限界と、したがってまたその特質とをよみとる必要があるのではないか、ということなのである。

すなわち、唐の兩税法において、商税規定が付帯事項たるにとどまったということは、逆にいえば、兩税法の主対象が農業であったことを意味するのであって、しかも、戸に土客の区別なく資産対応の戸等を規準として課税する、というばあいの資産は、実質的には土地を主とせざるをえなかったのであって、動産は掌握しきれない

という事情があった。周知のことではあるが、陸贄の奏議に、

兩税の立つや斯れに異なり、唯、資産を以て宗と為し、丁身を以て本と為さず。資産少き者は則ち其の税少く、資産多き者は則ち其の税多し。會て悟らず、資産の中、事情一ならざるを。襟懷囊篋に藏する有り、物貴しと雖も而も人の能く窺う莫し。場圃困倉に積む有り、直輕しと雖も而も衆以て富めりと為す。流通蕃息の貨有り、數寡しと雖も而も日を計りて贏を收む。廬舎器用の資有り、価高しと雖も而も歳を終えて利無し。此の如きの比、其の流実に繁し。一粟に估を計り縉を算すれば、宜しく其れ平を失い偽を長ずべし。是に由りて輕費を務めて転徙を樂しむ者は、恒に徭税を脱し、本業を敦うして居産を樹つる者は、毎に徵求に困しむ。

とあるのが何よりも雄弁にそのことをものがたっている。<sup>(4)</sup>土地や農産物のごとく白日のもとに存在し誰の目にも明らかで、しかも量のわりには価格の安い資産は、課税の対象となり且つ過大評価される傾向を免れがたいのたいていして、「數寡しと雖も而も日を計りて贏を收む」る

ことのできる「流通蕃息の貨」を用い、貨幣を媒介にして「輕費を務めて」物資を移動し運易しつつ「転徙を樂しむ者」、すなわちあの浮食的行商人は、この課税方法によっては把握しきれないのである。したがって商稅規定を付帶事項としてふくみながらも、兩税法の基本的諸原則によっては、その商稅を確實に徵收することは現實問題として不可能にちかいのであって、だからこそ、兩税法から分離して独自の方途をもとめてゆくことになるのであるが、農業の次元においては兩税法の基本原則が苛酷に適用されることになる。いいかえれば、浮食的行商人をその存在形態とするところの一つの實體概念としての客戶は、兩税法の付帶事項としての商稅の対象にはなり得るが、兩税法本来の基本原則を以てしては掌握し得ないのである。または、兩税法本来の基本原則によって担稅戸として把握され得るものは、土地と農産物および家屋等を所有する土戸と、逃棄田の承佃を通じて制度的に合法化された有産の制度的客戶<sup>(5)</sup>とにかぎられてしまうのである。さらにいいなおせば、種々の存在形態をとる客戶の出現は、それが制度化されていく過程において兩税法の成立をもたらすと同時に、その兩税法の基本原

則によっては掌握困難な、実体概念としての客戶の一形態である浮食的行商人を、その重要性のゆえに課税対象とするために、国家は兩税法の付帯事項として商税規定を採用し、やがて独立の商税制度を確立してゆくのである。農業の次元においても、また商業の領域においても、そしていわゆる雇傭労働として交通や土木工事や手工業の領域においても、客戶の出現は新たな転換期的課題を国家と社会にたいして投げかけているのである。<sup>(7)</sup>

- (1) 冊府元龜卷五〇四・邦計部・関市。
- (2) 資治通鑑卷二二六。
- (3) 日野開三郎「唐代商税考」(『社会経済史学』三〇ノ六、一九六五)。
- (4) 陸宜公奏議六・均節賦税恤百姓其一。
- (5) 拙稿「唐代の客戶による逃棄田の保有」(『一橋論叢』五三ノ一、一九六五)および「租庸調から兩税法への転換期における制度的客戶の租税負担」(『一橋大学研究年報・経済学研究』一〇、一九六六)。
- (6) 拙稿「唐代の『流庸』について」(『東洋史研究』二六ノ二、一九六七)。
- (7) 客戶のなかのエリートがもたらす新たな問題に関しては、拙稿「華南客家家史研究序説」(『一橋論叢』五七ノ六、一九六七)および「唐末梁初華南の客戶と客家盧氏」(『社会経済史学』五三ノ五、一九六七)参照。

## 五

さいごに、このような浮食的行商人を、唐朝はどのようにして商税の負担者として制度的に把握しようとするか、したがって、浮食的行商人がどのようにして制度的客戶のなかに組み入れられていったのか、という問題について考えてみよう。

この問題に関しても、すでに、日野氏は、建中兩税法のなかの商税規定に先行して諸道・藩鎮が藩内への搬入商品に商税をかけていた事実をあきらかにされ、その商税徴収権を唐朝が独占することによって抑藩振朝政策の貫徹をこころみたと論じておられる。<sup>(1)</sup> そのばあいに考察の対象となっているのは、いわば徴税機構の制度史的側面なのであって、たとえば、淮西節度使の李忠臣が、安史の乱の末期以来、中央の法律に従わず、「防戍を設けて商賈に税し」その収入によって軍閥の成長をとげようとしたこと、<sup>(2)</sup>あるいは、安史の乱後、「諸道節度使・觀察使は多く商賈に率税し以て軍資の雑用に充つ。或は津濟要路及び市肆の間・交易之処、錢を計えること一千以上に至れば、皆な分数を以て之れに税す」という通典

卷一・雜稅の記事から、過稅（津濟要路の率稅にあたる、通過稅）と住稅（市肆交易之處の率稅、住壳稅）との系列を抽出して、その課稅方法を論じておられる。

このような事實を、制度の側とは別の側面から觀察することゝまた必要であるとすれば、課稅對象とされる担稅者としての商人の側面に即して觀察する必要が生じてくる。私の視角からするならば、實體概念としての客戶に屬する浮食的商人が、たとえば李忠臣の防戍に入ったり、藩鎮内の津濟要路や市肆交易の処へ入ったりすることによって、國家ないし藩鎮の權力との關係がどのように變化するのか、という問題のたてかたが要請されるのである。このことを、別の素材を用いて考えてみよう。それは、さきに常平倉に関して引いた史料であり、日野氏も用いられたものであるが、唐會要卷八四・雜稅・建中元年九月の条に、

戶部侍郎趙贊、請う、常平輕重本錢を置かんことを。之れに従う。贊、是に于て条奏すらく、諸道の津要都會の所には、皆な吏を置きて商人の財貨を闚し錢を計り、貫毎に二十文を稅せよ、云云と。

とある。すなわち、浮食的行商人は、一道一藩から他道

他藩へ行商に入ると、それぞれの道・藩の津要都會の所において檢閲を受け、いわゆる商稅を徵收されることになる。この津要都會の所というのは、青山定雄氏の詳論しておられるごとく、關・津であって、その通過稅というかたちで課せられる商稅は、いわば一種の関稅なのである。そしてその通關にあたっては、公驗・過所という證明書が必要とされたのであり、そのような公驗・過所については、仁井田陞・駒井義明両氏も円仁の使用した実物等を例として論じておられる<sup>(3)</sup>。ところで、農業の次元においても、客戶が寄寓地において逃棄田を承佃しそれを永業化していこうとすれば、州縣の所由と鄉村の土豪を介して公驗の給付を受けねばならなかった<sup>(4)</sup>。この事實とあわせ考えるならば、實體概念としての客戶は、國家官僚機構の支給する公驗という證明書を受理することによって、農業のばあいは兩稅の担稅戶として、商業のばあいは商稅の担稅戶として、いずれも制度的客戶として國家權力の掌握下に編入されたことになる、といつてよいであろう。

では、浮食的行商人は、すべてこのようなかたちで關津の通過稅としての商稅を課せられ公驗を給付せられ

て、制度的客戸にさせられてしまったのであろうか。もしそうであるとすれば、最初にみたごとく、「浮食は未だ還らず」とか「游食之徒は未だ尽くは帰らず」という問題はおこらなかつたであろう。「未だ尽くは帰らず」というのは、一部分は右のようなコースをたどって国家の商税的把握下に回帰せしめられたからであらう。そしておそらくそのような制度的客戸としての行商人ないし客商が、諸道・諸藩鎮の間を、遠隔地商業の担い手として往来していた、と考えてよいのではあるまいか。

しかし、そのような客商は、浮食的行商人のなかの一部分にすぎず、国家をして「未だ還らず」と切齒扼腕せしめるがごとく、浮食中の浮食とも称すべき商人たちが、広い天下のどこかに潜伏していたにちがいないのである。あの相州鄴城の王叟の客坊に寄寓していた商人は、果たしてどちらのタイプに属するのか判別しがたいのであるが、たとえば、材木商人として活動する軍吏徐彦成のばあいは、もしも軍吏でないような徐彦成的存在があったとすれば、江西省の信州から秦淮の間までを往来する客商、いいかえれば公験を給付されて諸道間の遠隔地商業に従事する制度的客戸としての商人というタイ

プに属するのであろうし、この徐彦成的な客商に材木を売る、山中の少年は、山中と山麓の市場との間だけで商業的に生計をたてる、局地的な商人としての浮食の商人のありかたを暗示する例になるのではあるまいか。

辺地の草深い農村に、国家権力による制度的把握の圏外にあって、あるいは半農半商的に、あるいは半樵半商的、半獵半商的に、浮食の商人の一員として商業をいとなむ客戸層がすくなく存在していた、と考えることを不可能ならざらしめるような事例を、私たちは知っているのである。たとえば、唐代後半期の華南山間地帯において、行政権力のおよばない山寨や山洞に拠点をかまえて聚住し、伐木や狩猟によって生計を維持していた客戸集団を想起するならば、かれらが伐木・狩猟に依存しながらしかも日常必需の衣類や食糧を入手する道がひらけなければならず、山麓の土着農民との交易を可能ならしめる局地的市場の形成発展が不可欠になってくるであろう。そのように考えて、寧化県志を繙けば、唐末、黄巢の乱にさいして客戸が集結してきた石壁村<sup>(7)</sup>には、石壁山のふもとに石壁墟の存在が伝えられている。<sup>(8)</sup>ただし、そのばあいの石壁墟は清代のことであって、唐

代に関しては不明であるが、周藤吉之氏の研究によれば、長汀県には唐代に虚市が存在し、当塗県には同じく唐代に青山市という虚市のあったことが証明されている。<sup>(9)</sup>

このように、虚市または草市が、山間の客戸<sup>(10)</sup>と農村の土戸との局地的分業にもとづく局地的市場として成立していたばあいもあったのである。そのばあい、この局地的市場の秩序を維持し管理していたものが誰であるのか、ということ調べる必要がある。それは今後の研究課題として、別の機会に展開してみたいのであるが、草市に関する従来の研究史のなかから、きわめて大づかみに、ひとつの展望をこころみおこなえば、まず第一に注目すべきヒントは、すでに斯波義信氏によってあたえられている。すなわち、氏によれば、「墟市の維持と管理（商業統制と保安維持）は、建設企画者であり租税請負人である在地主豪商人と、保安と徴税面から関与する官府との双方の利害の一致において成立する」とされているのであって、宋代の虚市における土豪層の秩序維持者としての役割が重視されている。つぎに、第二の問題点は、自然発生的な草市や虚市が地方行政の末端機構とし

て制度化されていく過程にもとめられるのであって、梅原郁氏によれば、草市や虚市は州県とは別系統の鎮として制度化され、その過程において場務が商税徴収機関として設置されるのであって、このようにして宋代の商税制度が確立してくる、という。<sup>(12)</sup> これら二つの問題点を統一的にとらえてゆくためには、地域社会の自律的秩序の維持者としての土豪のすがたを、単に農業の次元においてのみならず、商業の領域においても、草市や虚市、あるいは店・歩・埠の形成過程のなかで明確に位置づけてみる必要があるのではあるまいか。<sup>(13)</sup>

(1) 日野氏前掲論文「唐代商税考」。

(2) 旧唐書卷一五五・穆寧伝。

(3) 青山定雄「唐・五代の関津と商税」（同氏著『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』第一篇第四）および同書所収の関連諸論文を参照。青山氏は過所が全国的性格をもつものであるのにくらべれば、公驗は州府のみならず下級の県においても隨處において支給されたという意味でいずれかといえは地方的性格をもつ、とされる。

(4) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』第三編第六章・過所及び公驗。駒井義明「公驗と過所」（『東洋学報』四〇、一九五七）。

(5) 前掲拙稿「唐代の客戸による逃棄田の保有」八〇頁參

照。

- (6) 前掲拙稿「租庸調法から両税法への転換期における制度的客戸の租税負担」および「唐末梁初華南の客戸と客家盧氏」参照。
- (7) 前掲拙稿「華南客家史研究序説」および羅香林「寧化石壁村考」(同氏著『客家史料匯編』所収、附篇)参照。
- (8) 一橋大学附属図書館所蔵、康熙二十三年版『寧化県志』。
- (9) 周藤吉之「宋代の郷村における店・市・歩の発展」(同氏著『唐宋社会経済史研究』一五、一九六五、原載『史学雑誌』五九ノ九・一〇、一九五〇)。長汀県八四二頁、青山市八三七頁参照。
- (10) 客戸に山間民も多いことは、客家の民間文学の代表例として「客家山歌」がよく挙げられることにもあらわれている。郭寿華著『客家源流新志』(増訂本、附客家「山歌」童謡、一九六四)参照。なお、未見文献に、張騰発「客家山歌的社会背景」(中山大学『民俗』一ノ一・二、一九三六・三七)がある。

- (11) 斯波義信「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair)」(『東洋学報』四四ノ一・二、一九六一)上七二―七五頁参照。

- (12) 加藤繁「宋代商税考」(『支那經濟史考証』下巻所収)および梅原郁「宋代商税制度補説」(『東洋史研究』一八ノ四、一九六〇)ならびに同氏「宋代地方小都市の一面——鎮の変遷を中心として——」(『史林』四一ノ六、一九五八)。

- (13) 唐代の市に関して、従来の諸研究を十分にふまえて、その制度の全体像を整然と叙述した労作に、D. C. Twitchett, "The 'T'ang Market System," *Asia Major*, xii-2 (1966) がある。そこでトウイチェット氏もらわれるごとく、草市などの新展開の社会経済史的原因は、現在の研究水準においてはまだ明らかにし難いのであり、私がこの小稿で問題にしたこともその説明への一視角の提示にとどまる。

(一橋大学講師)